

～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・各弁護士会による

全国一斉

生活保護 ホットライン

相談料
無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、
生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、
全国一斉電話相談を実施します。

- 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえします。
 - ・ 申請書がもらえない。
 - ・ 次の理由により申請が受け付けられない。
住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働ける、別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる
 - ・ 役所（福祉事務所）から次のように言われた。
「保護費を返してください」 「辞退届を書いてください」
 - ・ 保護費を“天引き”されている。
 - ・ 保護費が下がって、生活できない。
- 相談料はかかりません。フリーダイヤルで実施する弁護士会では、電話代もかかりません（各弁護士会の実施状況については弁護士会にお問い合わせください。）。



ひんこんはなぐす

0120-158-794

2023年12月5日(火)

10:00～16:00

※ 函館弁護士会の回線が混雑している場合及び上記対応時間外にお電話をいただいた場合、函館弁護士会以外の他弁護士会が担当する場合がございます。なお、当日は回線自体がつながりにくい場合もありますので予めご了承ください。

※ 他弁護士会の担当時間等につきましては、日弁連ホームページの実施案内に掲載しておりますので、ご参照ください。